石川県社会保障推進協議会

住民のいのちと健康、福祉を守るために
社会保障施策の拡充を求める要望書

回　答　書

令和2年11月5日

小　松　市

小松市回答書

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
Ⅰ．新型コロナ感染拡大から住民のいのちと暮らしを守る施策について		
★(1)自治体の職員を増員し、これまで以上に緊急時に住民の安全確保や救援にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。	将来の人員構成を考慮しながら、行政職、消防職、医療職など、職種ごとに計画的に採用を行い、業務内容や業務量に応じて、適正な人員配置に努めています。 今後とも、機動的な体制のもとで、市民の安全・安心の確保、ニーズの多様化や業務の高度化へ対応するため、業務の効率化や職員のスキルアップを図りながら、計画的な職員採用に努めています。	人事育成課
★(2)国に対して特別定額給付金の追加給付を強く要請してください。	特別定額給付金を追加給付すべきかどうかは、新型コロナウイルスの感染状況、社会経済の動向等を踏まえたうえで、国が決定すべきものと考えています。仮に追加給付となった場合でも、迅速かつ正確に給付できるよう、国の動向は注意深く見守ってまいります。	市民サービス課
★(3)新型コロナ感染拡大で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国に働きかけてください。自治体として医療従事者や介護従事者はじめ必要に応じてPCR検査がうけられるように拡大してください。	医療従事者等のPCR検査については、８月末に国が検査体制の抜本的な拡充として感染拡大地域等において、その期間、医療機関や高齢者施設等に勤務する者全員を対象とする定期的な検査の実施を示しています。 市では、65歳以上の一定の高齢者や基礎疾患を有する者について、県の作成する検査体制整備計画との整合性を確認した上で、感染を心配する場合は検査を受けられるよう高齢者等に対する検査事業を実施します。 医療体制確保については、国が指針を示し県が体制を整備しており、県の地域医療構想調整会議において地元医師会等関係機関の状況や意見等を踏まえ、市としての要望を伝えていきたいと考えております。	いきいき健康課 長寿介護課
★(4)マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを石川県と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。	（いきいき健康課） 市では感染予防対策の強化として衛生環境を確保するための設備（自動水栓や自動トイレ、自動ドア等の改修、空気清浄機等）に対して費用の一部を補助し、長期間の衛生環境の維持が図られることを優先し対策を行いました。また、市内のPCR検査を実施する医療機関に対して医師会を通じ、防護服等の支給をしております。 （長寿介護課） 介護サービスを継続的に提供できるよう、県においてマスク等の衛生用品の備蓄等が為されており、感染状況により配布できる体制が構築されています。また、これまでの緊急事態宣言等の発令時には、市においても備蓄や寄附のあった衛生用品の一部を介護事業所等に配布しています。	いきいき健康課 長寿介護課

小松市回答書

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
★(5)患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・石川県に求めてください。	（いきいき健康課） 地域医療の確保や医療提供体制の維持等に向けた支援を市長会等を通じ要望していきたい。 （長寿介護課） 国や県では、介護保険の通所系サービスや短期入所系サービスの報酬上の特例（上乗せ）を臨時的に認めたり、介護サービス事業所の衛生用品等の購入などのかかり増し経費を支援する事業を設けるなど、新型コロナウイルス感染症に対応するための支援を行っています。 （ふれあい福祉課） 新型コロナウイルス感染症への対応により影響を受ける事業者に対しては、事業継続や雇用継続のための給付金、融資、相談などの各種の支援制度が有効に活用できるよう、必要な情報提供に努めています。	いきいき健康課 長寿介護課 ふれあい福祉課
★(6)新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を商工会議所などの諸団体の協力をえて、制度を知らせ、利用を促進してください。	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の保険税減免制度については、保険税の決定通知送付時にお知らせを同封することで全世帯に周知しました。また、広報、ホームページ等におきましても、広く周知いたしました。	市民サービス課（医療サポートセンター）
★(7)新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。	新型コロナウイルス感染症に感染した従業者等に対する傷病手当については、国の基準どおり国民健康保険条例を改正しましたので、対象者は被用者で、新型コロナウイルスに限り対象としております。	市民サービス課（医療サポートセンター）
★(8)国の行った通所サービス等の報酬請求「特例措置」によって負担が増加する利用者に対し、その負担増分を補助してください。	通所サービス等において、2区分上位の報酬請求ができる「特例措置」は、介護支援専門員と連携の上、利用者からの事前の同意が得られた場合に可能であり、本措置への理解が得られているものと考えています。	長寿介護課
★(9)「自粛」や閉じこもりにより生活後退や状態悪化が生じている高齢者に対し、迅速な実態把握と必要な支援（一部負担減免制度の拡充、在宅介護サービス利用料助成制度の創設・拡充）を行ってください。	高齢者総合相談センター等が、健康診査によるスクリーニングや独居高齢者などを中心に訪問による実態把握を実施しています。 また、その結果について、フレイル機能強化型高齢者総合相談センターが中心となり、リハ職、県栄養士会、歯科衛生士会などと連携し、リスク状況に応じた支援を行っています。	長寿介護課

小松市回答書

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
★(10)自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。	避難所では、避難者の受付でのチェックと仕訳けが基本であり、避難所受付から、発熱など体調の悪い方を区別し、専用室に隔離避難するようエリアを分けることが必要になります。 感染症防止対策としては、自主避難所のAIスクリーニングカメラのほか、非接触型体温計を使い、入り口にて体温を測定し、発熱等がある人は、健康な人と別の部屋に避難させるなどの対策を行います。 また、3密を避けるため、マスクの着用、手洗い咳エチケットの徹底、定期的な換気、避難スペースの安全な距離の確保のほか、施設の消毒、トイレの衛生管理など感染症対策の徹底を行います。 避難所用備蓄として、消毒液、ハンドソープ、トイレ専用スリッパ、区分けパーテーションなどを増強した上、パーテーション付きダンボールベットなどを災害時に迅速に提供いただける災害協定なども締結しております。 また、避難所運営のための感染防止の対策の徹底のため、職員向けの避難所運営マニュアルの見直し、避難所運営協議会など町内会や自主防災組織に対しての手引書として「感染症対策の避難所ハンドブック」を作成し、周知しております。	防災安全センター
★(11)新型コロナ感染拡大を防止するためにも「20人学級」を実現してください。	新型コロナ感染拡大防止に向けて、各学校にはスクールサポートスタッフなどを配置し、児童生徒の環境整備について配慮しているところです。20人学級の実現に向けては、国や県に現状を継続的に伝えていきたいと思います。	学校教育課

小松市回答書

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
Ⅱ．子育て支援について		
★(1)2018年度金沢市は、生活困窮世帯と一般世帯の子どもの生活実態を明らかにする「子どもの生活実態調査」を実施しました。貴自治体として金沢市と同趣旨の調査を実施してください。その調査を下に「対策計画」を策定し、対策を進めてください。 　教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」を自治体として実施してください。またNPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。	（こども家庭課） 本市でもH30年度、第二期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査を行い、第一期調査に加え、「子どもの貧困対策の推進」の視点を併せ持つ計画を検討すべく調査対象・調査項目を拡大して実施しました。 今後、第二期子ども・子育て支援事業計画の中で検討していきます。 市内の団体が開催する子ども食堂については、相談に来庁された方には、こまつ100クラブ活動助成金のご案内をし、市としての資金面での助成制度の紹介や、衛生面やアレルギーなどの注意点が記載された冊子のご案内を行うとともに、こども園や児童館へのチラシ配りなどのPRのお手伝いを行っています。 (学校教育課) 　今年は新型コロナウィルス感染防止のため実施できていませんが、例年、市内の希望する小中学生を対象として、土曜日や長期休暇期間に、小学校や中学校、公民館で、無料で参加できる「チャレンジスクール」を開催しています。退職教員が講師となり、苦手単元の学力定着・向上への支援をしています。 （ふれあい福祉課） 本市では、平成28年度より生活困窮者自立支援法に基づき，就学援助受給世帯及び生活保護受給世帯の中学生を対象者に学習支援事業「土曜塾」を行っています。 　今年度は，新型コロナウイルスの影響により開始が例年より遅れましたが，２学期(８月)から開始し，来年２月まで市内３箇所において実施しています。 ※令和元年度　実績　延289人	こども家庭課 学校教育課 ふれあい福祉課
(2)石川県子どもの医療費助成制度について、①助成対象年齢を中卒まで拡大すること②1000円の自己負担を廃止すること、③所得制限を廃止することを求める意見を上げてください。	県に対しては、助成要件の拡大を求めているほか、国に対しても、自治体独自の取り組みではなく、保険制度として実施するよう要望しています。他市とも連携しながら、引き続き要望していきます。	こども家庭課
★(3)小中学校の給食費を無料にしてください。当面、第二子以降の学校給食を無料にしてください。	本市では、自校調理で安全安心で栄養価とおいしさを考慮した給食を提供するために、給食費については現状どおり保護者負担をお願いしていきたいと考えています。経済的な支援が必要とされる家庭には、就学援助制度により給食費を全額支給しています。今後も就学援助制度が行き届くよう周知と勧奨に努め、支援を続けていきます。	学校教育課

小松市回答書

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
(4)就学援助制度の改善		
①就学援助の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。2018年10月から実施されている生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が切り捨てとならないようにしてください。	平成30年度の文部科学省の調査では、「生活保護基準額に一定の係数をかけたもの」を支給対象としている自治体の82.9%が「1.3倍以下」という係数になっています。 本市では、認定にあたって特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額（平成24年度の生活保護基準）を参照にしています。2018年10月の生活保護基準見直しによる影響はありません。	学校教育課
②申請の受付は、学校だけでなく市町の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。	新小学1年生の新入学児童生徒学用品等準備費は市教育委員会で、その他の申請は学校で受付しています。手続きに民生委員の証明は必要ありません。毎年全保護者に配布する案内には、年度途中でも申請できることを記載しています。また、年間を通して配布できる案内を作成し、転入等の児童生徒の保護者への周知も図っています。申請書は市のホームページからダウンロードでき、申請しやすい環境を整えています。経済的な事情で学校への支払いに滞納が見られ始めた保護者には、就学援助制度があることを伝えています。	学校教育課
③就学援助給付の学校給食については学校給食費の全額を給付してください。	本市では、就学援助給付対象者の学校給食費について全額給付しています。	学校教育課
④就学援助給付の学校給食については加賀市が実施しているように「現物給付化」してください。	原則として、保護者が学校へ給食費を支払った後、市から保護者へ就学援助費を給付していますが、申し出により学校へ直接給付することもあります。	学校教育課
(5)幼児教育・保育の無償化に伴い、国の基準月額4500円の副食材料費は公的給付の対象から外され、保育施設が実費徴収することになっています。（生保世帯・第3子、年収360万円以下は免除）副食材料費の実費を無償にしてください。	本市では、年収360万円未満相当世帯、国の基準による第3子以降世帯に加え、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう、18歳以下の児童が3人以上いる世帯の第3子以降の子どもたちの副食費も免除としています。	こども家庭課
(6)保育環境や保育士の配置基準等を拡充してください。保育士の処遇改善を直ちに実施してください。市町単独事業で財政的な支援を行ってください（処遇改善助成金制度、福祉職職員住居費助成、住宅確保助成、家賃補助制度など）。	平成30年度から、処遇改善に向けた市独自のキャリアアップ研修を実施しています。 また、保育士等の研修期間中における園運営をサポートするための補助要員の派遣支援も実施しています。 さらに、今年度より市単独事業として保育士の住居支援を実施しており、保育士等の負担軽減に引続き配慮していきます。	こども家庭課

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
(7)2019年度の乳幼児健診(前期乳児検診・後期乳児検診・一歳半健診・三歳児健診)の対象児童数と受診児童数・未受診児童数をお知らせください。	前期乳児健診：対象数（年度の出生数）832人、受診数797人 後期乳児健診：対象数（年度の出生数）832人、受診数622人 一歳半健診：対象数841人、受診数829人、未受診数12人 三歳児健診：対象数872人、受診数864人、未受診数8人 ※一歳半健診・三歳児健診の未受診者については、保護者やこども園等に確認するなど児の状況を全数把握しています。	いきいき健康課
(8)学校健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況の把握と、歯科については「齲歯（虫歯）が10本以上」ある状態になっている児童・生徒の実数を調査してください。学校健診で「要受診」と診断されたにもかかわらず、未受診となっている児童・生徒が確実に受診できるよう具体的な要因の調査と対策を講じてください。眼鏡については全国的に補助制度もあることから、自治体として補助制度を創設してください。	（学校教育課） 　学校健診により要受診となった児童生徒には、「治療カード」をお渡しし、できるだけ速やかに受診するよう指示しています。その後医療機関を受診したかどうかや診断結果については、学校への治療カードの提出により確認し、未受診者には再度診療等を勧めています。歯科検診の個人の結果については各学校で把握してます。こども医療費助成制度があることから、経済的な理由で受診できないとは考えにくく、診療や治療は、保護者の責任において行っていただきたいと考えます。 （こども家庭課） H18年4月1日より小児弱視等の治療用眼鏡は保険適用（7割又は8割）を差し引いた分を、こども医療費として補助しています。 ※支給限度額は38、902円	学校教育課 こども家庭課
Ⅲ．介護保険事業・予防事業・総合事業について		
★（1）介護保険料		
①介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を引上げてください。	介護保険料については、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき改定することとなります。 保険料段階については、国の標準は9段階ですが、小松市では13段階に分け、低所得者の負担の軽減につなげています。	長寿介護課
②介護給付費準備備金がある場合は、第8期保険料抑制のためにその全額を繰り入れてください。	今後、団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者の急増と、それに伴う介護保険給付費の増加が見込まれています。介護保険給付費準備基金については、現在と将来の負担のバランスを考慮しながら、適切に活用していきます。	長寿介護課
③非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充してください。当面、年収１５３万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除してください。	令和元年10月の消費税率10%の引上げに合わせて、市民税非課税世帯の介護保険料の更なる軽減強化が行われています。	長寿介護課

小松市回答書

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
(2)介護利用料・補足給付について		
①介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度を創設・拡充をしてください。	次に掲げるサービス利用料の減免措置を実施しています。 ・高額介護サービス費（利用者負担の上限額を超えた場合の払戻し） ・高額医療合算介護サービス費（医療と介護の年間の負担額が基準額を超えた場合のその超えた分の給付） ・特定入所者介護サービス費（施設利用時の食費・居住費等の負担軽減） ・障害者のホームヘルプサービス利用時の負担軽減 ・社会福祉法人による利用者負担軽減 ・災害や不慮の事故等による所得の一時的減少により、生活が著しく困窮している場合のサービス利用料の一部又は全部の軽減又は免除 ・訪問介護の夜間・早朝・深夜利用時の利用者負担（加算分）の軽減	長寿介護課
②補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても、支払い能力がない人に対しては措置制度を活用して救済してください。	補足給付の見直しにより第４段階となった方であっても、一定の要件を満たす場合、申請によって第３段階が適用される特例減額措置で対応しています。	長寿介護課
③グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）、小規模多機能型居宅介護の利用者についても部屋代・食事代を軽減する制度をつくってください。	部屋代・食事代は、介護の必要性に関わらず必要な経費であり、本人の自己負担が原則です。そのため、介護保険施設においても、負担限度額の適用要件が厳格化されつつあり、在宅で介護されている方々との不公平の拡大につながらないよう慎重に検討していく必要があります。	長寿介護課
④区分支給限度基準額について、一人暮らしの認知症の方など、一定の要件に該当する人については、単独事業として、引き上げを行い在宅生活を支えてください。	認知症の方が住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護保険サービスのみで対応できるわけではありません。介護サービス量を増やし、介護依存を促すのではなく、地域の多様な資源を活用・創出しながら、認知症になってもいきいきと暮らしていけるよう、認知症施策総合支援事業や生活支援体制整備事業等も推進していきます。	長寿介護課
(3)介護保険利用の際の手続き		
①介護保険利用の相談があった場合、相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。総合事業では、先に「基本チェックリスト」ありきではなく個々の状況に応じた対応をしてください。	本人・ご家族から介護保険利用の相談があった場合は、相談の目的や希望するサービスを聴き取るとともに、総合事業の趣旨や手続きのほか、基本チェックリストを活用して迅速なサービスの利用が開始できること、総合事業のサービス利用開始後も要介護認定等申請も可能であること等を説明した上で、利用者の意向に沿った申請を受け付けています。	長寿介護課

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。	国が示すガイドラインに基づき、新しい総合事業においても、介護予防ケアマネジメントは、予防給付の介護予防支援と同様、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所に対して委託することが可能であり、その委託料は地域包括支援センター（本市は民間法人への委託型センターとなっている。）との契約において設定されています。 【市と地域包括支援センターとの委託料】 ・ケアマネジメントA　単価　　4,310円／月 　　初回加算　3,000円／初月	長寿介護課
③訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。	生活支援の回数については、給付の適正化の視点のみならず、自立の視点という点からも運営基準によって定められています。これまでのところ、小松市においては基準を超える生活支援の提供はされていませんが、基準を超える場合においても、多職種が参加するプラン会議によって、適切なサービス提供がされる仕組みを構築しています。	長寿介護課
（4）基盤整備について		
①入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを増やしてください。	第7期介護保険事業計画期間中において、小規模多機能型居宅介護 1ヵ所、認知症高齢者グループホーム 1ヵ所が新たに設置されています。 第8期計画策定時に、各種調査結果を参考に、新たな施設整備について検討していきます。	長寿介護課
②特養ホームに要介護1・2の人が入所できる「特例入所」について、個々の事情に即して柔軟に対応してください。	国・石川県の示すガイドライン等に基づいて実施しています。特例入所については、施設には周知しており、随時相談を受けて対応しています。	長寿介護課
③一人暮らしで重度の要介護状態になっても住み慣れた自宅に最期まで暮らし続けられるための仕組みを各中学校区（日常生活圏域）ごとに作るための整備目標（小規模多機能居宅介護、定期巡回随時対応型介護看護等を含む訪問・通所・短期入所基盤整備及び医療連携等）について第8期計画に盛り込んでください。	第8期計画策定に向けて地域分析を行っており、地域包括ケアの推進に向けて、各介護保険サービスの整備等を行っていきます。	長寿介護課
（5）総合事業について		
①多様なサービス（緩和型サービス、住民主体型サービス等）への移行促進を改め、要支援者の希望に基づき従前のホームヘルパー、デイサービス（従前相当サービス）が利用できるようにしてください。	生産年齢人口が減少し、全国的にも介護人材の不足が課題となっている中、制度の持続可能性を高めるためにも、重度要介護者への支援体制の充実を図りつつ、多様なサービスを創出していくことも必要と考えています。	長寿介護課

小松市回答書

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
②緩和型サービスであっても訪問介護員等専門職が提供する場合は、従前相当サービスを下回らないサービス単価とするようにしてください。	高い専門性が必要となる身体介護の提供については、従前相当サービスとして、以前と同様のサービス単価で提供されています。一方、生活援助については、ボランティアが中心となってきており、費用的にも利用者に喜ばれています。	長寿介護課
(6)介護職員確保について 介護職員の確保をすすめるための施策の実施をしてください。		
★①「介護労働者の実態調査」を介護安定センターに準じた内容で実施してください。	介護・福祉人材の実態調査は、第一義的には都道府県が担うものであり、市としては各事業所との情報交換等を行うなどして、介護労働者の実態について把握していきます。	長寿介護課
★② 介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。	市では、介護職就業者の確保を図るため、介護施設職員教育訓練支援事業を実施しており、介護福祉士実務者研修や介護職員初任者研修の受講料の40%を助成しています。 介護・福祉人材の養成については、都道府県が担っており、市としては各事業所に対して、随時研修案内や市広報などを通じた周知を行っています。 なお、市社会福祉協議会やシルバー人材センターにおいても、シニアの方などが介護・福祉・生活支援（介護事業所、ミニデイ、地域サポートクラブなど）の担い手になれるよう研修を行っています。	長寿介護課
★③ 介護人材の不足を解消するため、自治体として大阪府茨木市、新潟県柏崎市のように、家賃補助や夜勤手当などを自治体として補助してください。	令和元年10月の消費税率10%の引上げに合わせて、介護職員等特定処遇改善加算が創設されており、引き続き処遇改善加算の拡充等、介護職員の確保に繋がる要望を行っていきます。 また、市では、介護従事者の業務負担の軽減を図るため、介護ロボットやICT機器の導入に対する助成を行っています。	長寿介護課
(7)国に対して、介護保険制度への下記の意見をあげてください。		
① 国の調整交付金を介護保険とは別枠にして国の負担を介護給付費の25%に引き上げること。 （町村会・市長会の国への意見の通り）	超高齢社会のいま、介護の必要性はますます高まっており、それに伴い介護給付費も年々増加しているのが現状です。制度を維持していくためにも、適正な負担割合となるよう要望等を行っていきます。	長寿介護課
② 特養ホーム入所基準を元に戻すこと。	特別養護老人ホームへの入所については、国・石川県の示すガイドライン等に基づいて実施しています。	長寿介護課
★③ 要介護1・2の保険はずし（総合事業化）を行わないこと。	今後も国の審議会等での制度改正の議論を注視してまいります。	長寿介護課

小松市回答書

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
★④ 補足給付（非課税世帯の人の食事・部屋代軽減）の後退（以下の通り）を実施しないこと。 （年金月額10万円を超える人の施設利用者負担を大幅に引き上げ、特別養護老人ホームの相部屋（多床室）でも4割近く引き上げ月2万2千円の負担増、ショートステイは、食費を1日あたり210円～650円引き上げ、現在、預貯金等制限を1000万円から、所得段階別に650万円～500万円に引き下げ）	補足給付の見直しに対しては、在宅やグループホーム利用者等との公平性の観点や介護保険制度の持続可能性、その他利用者負担軽減制度等を勘案して総合的に判断してまいります。	長寿介護課
⑤ 介護従事者処遇加算を全額国庫負担方式によるに戻すこと。	介護現場における人材確保対策は急務の課題であり、安定した人材確保や職員の処遇改善に向けて、引き続き対策の推進を要望していきます。	長寿介護課
Ⅳ．高齢者医療・福祉の充実について		
(1)後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。	後期高齢者医療保険料の滞納者に対しては、個別相談により現在の生活状況を把握した上で、実情に沿った徴収を行っております。 差押え、資格証明書の発行については、小松市においては、実績はございません。また、短期被保険者証については令和２年１０月１日現在において、26人の保険料滞納者に交付しています。 後期高齢者医療制度における資格証明書の発行に関しては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう原則として交付しない、との基本方針が示されております。発行につきましては、石川県後期高齢者医療広域連合が交付するものではありますが、小松市としましても、原則として資格証明書を交付しないという国の基本方針を踏まえ、県広域連合とも連携を図りながら、今後も限定的な運用をしていきたいと考えております。 短期被保険者証は有効期間が6ケ月ですが、医療給付に関して、一般被保険者証と同等の給付を受けることができます。交付につきましては、法の趣旨から、保険料を滞納している世帯との接触の機会をできる限り確保し、納付意識の向上と収納確保を図る観点から行っています。	市民サービス課（医療サポートセンター）

小松市回答書

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
(2)東京都日の出町、石川県川北町のように、75歳以上の高齢者医療費無料制度を実施してください。当面、後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の人の医療費負担を無料にしてください。	高齢者の医療費については、伸び続ける高齢者の医療費を国民全体で公平に負担する制度として、昭和58年2月に施行となった老人保健法により70歳以上の高齢者について自己負担をお願いすることとなりました。 　その後、時代の変化に伴い定額負担から定率負担へと変化し、現在の後期高齢者医療制度にもその定率負担が引き継がれているものであります。 　医療費負担の無料化について、先の老人保健制度、現在の後期高齢者医療制度にも共通していることですが、増え続ける高齢者の医療費を国民全体で負担することで、制度の安定的な運営、ひいては国民皆保険の堅持につながるものであると認識しており、現役世代と高齢者それぞれが相応の負担をすることは世代間の公平性の確保のために必要なものであると考えておりますので、現在の高齢者の医療費の負担につきましても必要でやむを得ないものであると考えております。 　そのため、現時点で小松市が独自にその負担を無料化する、といったことは考えておりません。 　何卒ご理解いただきますようお願いいたします。	市民サービス課（医療サポートセンター）
(3)後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障害がある人には障害者医療費助成制度を全額適用してください。	本市では、後期高齢者医療制度に加入していない65～74歳の障がいのある人の医療費についても、対象者（※）について、保険適用分に係る自己負担額について全額助成しております。 ※障がい者医療費助成の対象者 ・身体障害者手帳１～３級所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳１級所持者 （H30.8診療分より適用）	ふれあい福祉課
(4)配食サービスは、最低毎日1回は実施し、事業所助成額を増やし、利用者の自己負担額を大幅に引き下げてください。	在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう「食」の自立の観点から十分なアセスメントを行った上で、配食サービスを実施し併せて安否の確認を目的としています。 １日２食（昼と夕）を利用者のニーズに併せて配達し、安否確認のため手渡しで行っています。 食材費等が高騰しておりますが、個人負担額は据え置きとしています。	長寿介護課
(5)高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を実施してください。		
★①補聴器購入費助成制度を創設してください。	現在、80歳の敬老記念品の選択肢の一つとして、「耳かけ集音器」を導入しています。 小松市多様なコミュニケーション手段の利用を促進する条例が制定されており、高齢者の円滑なコミュニケーションや社会生活を営むための環境整備や対応の工夫などについても検討していきたいと思います。	長寿介護課

小松市回答書

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
★②高齢者の「熱中症の予防の実態調査」（猛暑の時、どのように過ごしているか等）を実施して対策を立てるようにしてください。そして福島県相馬市のように、65歳以上の住民税非課税世帯の人にも、生活保護利用者に準じてエアコン購入費（買い換え費も）などの補助を行う仕組みを創設してください。	高齢者の熱中症予防の見守り活動として、社会福祉協議会が民生委員児童委員、地域福祉推進員と協力して、水やうちわ、熱中症予防パンフレットを、一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯等に配布しています。 なお、小松基地周辺で対象となる住宅に住まわれている方は、防衛省の補助制度（住宅防音工事、空気調和機器機能復旧工事）を利用することができます。	長寿介護課
③高齢者や障害ある人には、公共交通機関利用料を無料・低額にする仕組みを創設してください。	市内在住の65歳以上の高齢者、障がいのある方、運転免許証返納者に対しては経済的に路線バスを利用しやすくするため、市内路線バスが乗り放題となるフリー乗車券「らく賃パスポート」を販売しています。 また、障がいのある方については、障がいの状況に応じて、バス運賃やJR運賃、タクシー料金、航空運賃、有料道路の割引を行っています。	長寿介護課
④高齢者団体やサークルが健康予防活動、文化・趣味活動などを積極的に行うために、公的な集会場や会議室などの利用料金を減免する仕組みをつくってください。	市民の地域活動を応援するため、地域コミュニティ活性化、生涯スポーツ推進、地域福祉の3つのテーマで活動する団体等を「こまつ100クラブ」として募集しており、認定を受けた事業に対して5万円を上限に助成しています。	長寿介護課
⑤宅老所・街角サロンなど高齢者の「居場所」づくり（通いの場）への助成（家賃・光熱費助成など）を実施・抜本的に拡充してください。	平成28年度より、比較的元気な方向けのいきいきサロンに加え、より虚弱な方（要支援認定者・基本チェックリスト該当者）等を対象として、地域の公民館で行っている茶話、体操、レクリエーション等を取り入れた活動（ミニデイ事業）を行う団体に対し、運営費の助成を実施しています。	長寿介護課
⑥ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物、ゴミ出し（個別収集）、除雪など多様な生活支援の施策を充実してください。	民生委員や地域福祉推進員による見守り、高齢者総合相談センターによる実態把握訪問のほか、一人暮らし高齢者の緊急通報と安否確認を行う安心通報システム事業を実施しています。 小松市社会福祉協議会では小松市地域サポートクラブを立ち上げ買い物・掃除・ゴミ出し等の日常生活支援を行っています。除雪では地域ぐるみで支援する町内会に対し補助金を交付しています。	長寿介護課
⑦高齢者や障害ある人などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどを増車・増便してください。	市では地域住民の通院、買い物等、生活のために必要な路線として、大型商業施設、医療機関、公共施設などを循環するコミュニティバスを運行しています。 また、公共交通機関の利用が難しい要介護者や身体障害者等には福祉有償運送による外出支援を行っています。	長寿介護課

小松市回答書

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
⑧ 後期高齢者の医療費2割負担反対の意見を国にあげてください。	医療の高度化や、75歳以上人口は今後も増加する見込みであることから、世代間の公平性や制度の持続可能性を確保する観点から、75 歳以上の後期高齢者の自己負担について2割負担とする見直しが審議されています。持続可能な医療保険制度を構築していくためには必要なことと考えます。	市民サービス課（医療サポートセンター）
⑨ 災害から、住民のいのちと安全を守るために、避難準備・避難勧告時に要介護高齢者・障がいある人、認知症高齢者の皆さんの移動・移送体制（担当者の明確化）、支援体制の確立、避難所の内容の充実〔ベットやトイレ、冷暖房、プライバシー確保（避難用テントの整備）、車椅子等々〕してください。	●避難準備・避難勧告時において、（在宅の）要介護高齢者や障がいのある人等の避難については、事前に自主防災組織や民生委員に避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援につなげていただくようお願いしています（※）。いくつかの自主防災組織は、要支援者の個別避難計画を作成し、要支援者宅から避難所まで避難させる担当者を明確して、定期的に訓練をしています。このような要支援者の個別避難計画の作成を全組織にすすめ、担当者や移送方法を明確化し、地区の民生委員と連携しながら訓練を実施するなど支援体制を図っていきます。 　※地区民生委員協議会では災害時要援護者安否確認訓練を実施されています。 ●市が指定する避難所には、高齢者など要配慮者の方々の体調が悪くならないように和室やエアコンのある専用ルームをあらかじめ指定しています。 高齢者や妊産婦などのサポートの必要な方に対して血圧計や体温計など常備品を充実するとともに、保健師が避難所を巡回し、避難者の健康支援や衛生管理を行っております。また，視覚聴覚など障がいのある方にはテレビ、ラジオ、掲示板などを活用して情報提供するよう配慮しています。 避難所のトイレは、避難所になっている小中学校でも洋式トイレの整備が9割を超え、今後も整備の予定です。また断熱マットやダンボールベットなども整備し、今後も避難所を強化してまいります。 ●避難所の要配慮者専用スペースで過ごすことが困難で、特別な支援が必要な方のために二次的な避難所として、福祉避難所を14か所の福祉施設と協定を結び指定しています。受け入れ先の福祉避難所とは、移送方法や良好な生活環境や支援を受けられるよう連携するとともに受け入れ施設の拡充を図ってまいります。	防災安全センター 長寿介護課 ふれあい福祉課
★(7)国に対して、年金制度への下記の意見をあげてください。		
① 年金引き下げはやめること。際限なく年金を引き下げる「ﾏｸﾛ経済ｽﾗｲﾄﾞ」は廃止すること。	少子高齢化が進む中、給付と負担を均衡させるためのしくみとして、「マクロ経済スライド」が導入されており、年金制度の長期的・安定的運営のために必要と考えられております。今後の動向を引き続き注視していきます。	市民サービス課（医療サポートセンター）
② 年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。	本年5月29日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が制定され、年金の受給開始時期の選択肢が75歳までに拡大され、現在65歳からとなっている公的年金の支給開始年齢の引き上げは行わないとされています。今後の動向を引き続き注視していきます。	市民サービス課（医療サポートセンター）

小松市回答書

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
③ 年金の隔月支給を国際基準の毎月支給に改めること。	平成28年度政令指定都市国保・年金主管部課長会議において、国に対し、老齢基礎年金等の支給額等の改善に関連して、年金の毎月支給を求める要望書を提出していますが、これに対し支給業務は既に非常に大きな負担を伴っており、毎月支給となれば支払金融機関や共済組合等の事務をさらに増大させ、日本年金機構を始め、関係機関において大規模なシステム改修を必要とするなど、様々な課題があり、対応は困難であるとの回答があったため、今後の動向を引き続き注視していきます。	市民サービス課（医療サポートセンター）
④ 全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分3万3千円をすべての高齢者に支給すること。	現在、社会保険方式をとっている公的年金制度の最低保障機能の強化として、平成29年に受給資格期間を10年に短縮や、令和元年には年金生活者支援給付金法等制度等制度の見直しがされております。公的年金制度のあり方については、国のほうで従来から議論されているところではありますが、今後の動向を引き続き注視していきます。	市民サービス課（医療サポートセンター）
⑤ 年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。	年金財源全体のうち、積立金からまかなわれるのは約1割であり、積立金の運用に伴う短期的な市場変動は年金給付に影響を与えないため、今後も安定的な年金給付を行うために必要と考えられております。今後の動向を引き続き注視していきます。	市民サービス課（医療サポートセンター）
Ｖ．障害者控除認定制度について		
(1)介護認定者・家族に①障害者控除認定制度とはどのような制度か、②障害者控除認定制度の認定を受けると「所得125万円（65歳以上の場合、年金収入245万円まで）は住民税非課税となる」こと「住民税非課税となると医療や介護の負担が軽減されるケースが多くなる」ことを知らせてください。	これまでにも市ホームページへの掲載、新規の要介護認定時のサービス一覧表の送付、確定申告時期の広報１月号への掲載などにより周知に努めています。 さらに、制度概要をより広く周知するため、ケアマネジャーなどへの案内、新規の要介護認定の際にも個別での対応としてお知らせさせていただいております。	長寿介護課
(2)かほく市・宝達志水町・羽咋市・津幡町・内灘町のように、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」に申請があったものとみなして「障害者控除認定書」を送付してください。	自動的な障害者認定書の送付は検討しておりませんが、制度の概要を広く周知し、制度の認知度を高めてまいります。	長寿介護課
(3)上記が実施できない場合でも、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」全員に、「制度のＱ＆Ａ」と「障害者控除対象者認定申請書」を送付してください。	(1)でも回答したとおり、今後、制度概要をより広く周知するため、ケアマネジャーなどへの案内や新規の要介護認定の際に個別での対応としてお知らせさせていただいております。	長寿介護課

小松市回答書

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
Ⅵ. 国民健康保険制度の改善について		
1. 保険料（税）について		
(1)保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料（税）に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。	国民健康保険とは、相互共済の精神に基づいて、疾病や負傷、分娩及び死亡に際して、保険給付を行うことをその内容とし、原則、市町村が保険者として行われる事業であり、その運営の主たる財源が保険税となります。（国、県、市も相応の負担をしています。） 国民健康保険財政の基盤を固め、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保し、市民の健康の向上を図るには、制度に基づいた適正な保険税の賦課、徴収が不可欠です。 小松市国民健康保険は、被保険者の高齢化や医療の高度化により、一人当たり医療費が年々伸び続ける状況にあります。 令和元年度は国保税収が当初の見込みを上回ったことで赤字を免れました。主たる財源である国保税収は年々減少傾向にありますが、平成25年度以降は税率を据え置き、被保険者の負担が増加しないよう配慮しながら、国保財政の効率的な運営に努めております。	市民サービス課（医療サポートセンター）
★(2)18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。	国民健康保険税は、国保事業が被保険者の疾病、負傷等の保険事故を救済することを目的としており、その応能・応益の原則を具体的に実現するため、税額の算定方式については、あらかじめ地方税法に規定されています。 この算定方式には、被保険者均等割総額の算出についても含まれています。 ＊　国民健康保険税の算定において、次の三つの方式が地方税に規定されています。 ①「四方式」…　所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額合算額による方式 ②「三方式」…　所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額合算額による方式 ③「二方式」…　所得割額、被保険者均等割額 小松市では、この三つの方式のうち、②のいわゆる「三方式」を採用しています。（どの方式を選択したとしても、均等割額総額の算出について含まれていますので、これを含めた算定が行われます。） なお、小松市においては、子どもに係る均等割保険税の法定軽減の実施を国に全国市長会をとおして要望しています。	市民サービス課（医療サポートセンター）

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
⑶国保料（税）の減免制度を活用できるよう改善してください。具体的には、①障害世帯減免、②多人数世帯減免、③一人親世帯減免、④寡婦世帯減免、⑤高齢世帯減免、⑥低所得世帯減免（前年所得が生活保護基準額の1．3倍以下の世帯）等の減免制度を設けてください。	小松市では、小松市国民健康保険税条例第24条の減免規定に基づき、保険税の減免制度を設置しています。 災害等により生活が著しく困難となる等特別の事情があると認められた場合には、申請により保険税の減免や徴収の猶予を受けられます。 なお、この制度の生活困窮の収入額基準は、生活保護法による保護の実施要領に基づく額の1．2未満としています。 （1．0未満で全額、1．2未満では8割を減額） 国民健康保険の被保険者には比較的低所得者が多いといわれており，低所得者の負担が過重になるため，一定の所得以下の世帯について、保険税の軽減措置がとられています。（所得に応じて、応益割額「均等割・平等割」を7割、5割、2割の軽減としています。） ※平成26年度から国において低所得者の保険税負担を緩和するため国保税の5・2割軽減対象者が拡大され全体で約52％の世帯が適用となっています。 また、平成22年度4月から非自発的な事由（「倒産・解雇」や「雇い止め」などによる離職）により国民健康保険に加入された人について、申請により保険税の軽減が受けられる制度が始まりました。 このほか、災害等の特別な事情によって、収入が一定額以下になり、保険税の支払いが困難になった場合はご相談ください。 小松市においては、保険税の減免や徴収の猶予、分納等のご相談をお受けしています。	市民サービス課（医療サポートセンター）
2．保険料（税）滞納者への対応について		
⑴資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、母子家庭や障害ある人のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。	資格証明書の発行にあたっては被保険者の個々の状況の把握に努め、発行するかどうかを判定しています。 また、高校生世代以下の被保険者については、平成22年5月の法改正（＊）により、資格証明証交付の世帯であったとしても、短期被保険者証を郵送により交付しています。（平成22年7月より） ＊　医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成22年法律第35号）	市民サービス課（医療サポートセンター）
⑵窓口で資格証明書が交付されている方が、医療を受ける必要が生じ、医療費の一時払い（10割負担）は困難であると申し出があった場合、国からの通知や先般示された見解を踏まえて、生活状況などを確認した上で、緊急的な対応として短期保険証を交付してください。	資格証明書を交付されている被保険者が、医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時支払が困難である旨の申出がなされた場合には、生活状況などを確認した上で、一時的に短期被保険者証を交付することとしています。 また、資格証明書の方へはあらゆる機会を通じて医療機関に受診が必要な際には相談するよう案内しており、今後も短期被保険者証が交付される場合があることを周知し、個々の事情に応じたきめの細かい対応を図っていきたいと考えています。	市民サービス課（医療サポートセンター）

小松市回答書

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
(3)滞納者に対し給付の制限（限度額認定・一部負担減免適用除外等）をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。	国民健康保険は、相互共済の精神に基づいて、疾病や負傷、分娩及び死亡に際して、保険給付を行うことをその内容とし、その運営の主たる財源が保険税となります。（国、県、市も相応の負担をしています。） 国民健康保険財政の基盤を固め、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保し、市民の健康の向上を図るには、制度に基づいた適正な保険税の徴収が不可欠です。 小松市国民健康保険は、被保険者の高齢化や医療の高度化により、一人当たり医療費は年々伸び続ける一方、保険税収入は年々減少しています。 このような状況ですので、保険給付と保険税負担とのバランスを考慮し、保険給付において一定程度の制限を設けて国民健康保険事業を行うことが、その安定的な運営に必要なものと考えています。 何卒、ご理解の程よろしくお願いします。	市民サービス課（医療サポートセンター）
(4)保険料（税）を支払う意思があって分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。	短期被保険者証は医療給付に関して、一般被保険者証と同等の給付を受けることができます。 短期被保険者証の交付につきましては、保険税を滞納している世帯との接触の機会をできる限り確保し、現在の生活状況や今後の納付計画を相談することにより、納付意識の向上と収納確保を図る観点から原則、有効期限6ヵ月の短期被保険者証を交付しています。	市民サービス課（医療サポートセンター）
(5)保険料（税）を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。 税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第１５条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。	保険税の滞納者については、国税徴収法に基づき、財産調査を実施し、必要があれば差押処分を適法に実施しています。 また、短期被保険者証につきましては、保険税を滞納している世帯との接触の機会をできる限り確保し、納付意識の向上と収納確保を図る観点から交付しており、納税相談では、毎月の借金返済額等を含めた収支を聞き取り、生活実態に即した納税計画を立て、分割納付の誓約を交わす等のきめこまやかな対応をこころがけています。	市民サービス課（医療サポートセンター） 納税課

小松市回答書

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
3．一部負担金の減免制度について 窓口負担が払えなくて必要な受診を減らしたり、受診を中断したりする人が増加しています。一部負担減免制度の抜本的な拡充で、必要な受診が確保されるようにしてください。		
★①現在の一部負担減免要綱とは別に、低所得のみを理由にした一部負担減免制度を創設してください。	小松市では、小松市国民健康保険条例施行規則第23条の減免規定に基づき、一部負担金の減免制度を設けています。 災害や収入減等により生活が著しく困難となる等特別の事情があると認められた場合には、申請により一部負担金の減免や徴収の猶予を受けられますので、新たに低所得のみを理由にした一部負担金減免制度の創設は考えておりません。	市民サービス課（医療サポートセンター）
②手続き手順・必要書類など運用に必要な事務手続きを整備し「利用案内」を市内医療機関に送付すると共に、ケースワーカー、地域包括支援センターに周知してください。	生活困窮者についてはふれあい福祉課や小松市社会福祉協議会などの関係機関と情報の共有を図っており、一部負担金の減免や徴収の猶予のほか、高額療養費貸付制度による資金の貸付のご相談もお受けしています。	市民サービス課（医療サポートセンター）
③一部負担減免制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。	国民健康保険の一部負担金減免制度は、災害等の理由により、加入者が一時的に医療機関窓口で自己負担を支払うことが困難となった場合に、自己負担額の支払いの減額および徴収猶予を行うものです。 制度についてはパンフレットやホームページに掲載し、周知に努めており、加入者との相談の中で、その人の生活状況に応じた対応を図っていきたいと考えています。	市民サービス課（医療サポートセンター）
④厚生労働省は2010年9月13日付け通知で、（44条を適用するに当たっては）「保険料の滞納の有無に関わらず、一部負担金減免を行っていただきたい」と表明していることから、保険料の滞納の有無に関わらず、実施してください。	一部負担金減免制度については滞納の有無にかかわらず対応することとしています。	市民サービス課（医療サポートセンター）
⑤公立病院で低額無料診療施設認定を進めてください。	無料定額診療事業の基準として「生活保護法による保護を受けている者及び無料又は診療費の10%以上の減免を受けた者の延数が取扱患者の総延数の10%以上であること等」とされており、当院では、その基準を満たしていないことから現状では、県知事の許可を受けて無料定額診療事業を行うことは出来ません。	市民病院
4．無料低額診療制度利用者の院外処方自己負担の助成（輪島市・羽咋市・能美市・小松市のみ） 無料低額診療制度利用者の、院外処方自己負担（保険薬局の薬代）の助成を実施してください。	無料低額診療事業は、社会福祉法に基づく国の制度であり，院外処方の自己負担の助成についても，国においてまずは対処すべき課題であると考えていますが、他自治体の状況等も踏まえつつ、今後の対応を検討してまいります。	ふれあい福祉課

小松市回答書

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
Ⅶ. 障害がある人の施策の充実について		
★(1)精神保健手帳1級・2級者を心身障害者医療費助成制度の対象にしてください。（入院・外来とも）	本市では、平成30年8月診療分より、精神障害者保健福祉手帳１級の方について、障がい者医療費助成の対象としております。助成範囲は、精神の疾病だけでなく、かぜやケガなど、医療費の自己負担分（保険適用分）を全て対象としております。 精神障害者保健福祉手帳２級の方については、対象者数も多く、現時点では市単独事業としての助成は考えておりません。	ふれあい福祉課
★(2)65歳以上の障害がある人への心身障害者医療費助成制度は助成方法を現物給付（64歳以下同様）にしてください。	65歳以上の障がい者医療費助成制度は、従来より「償還払い」に限られていましたが、県制度の改正により、今年10月診療分から「現物給付」も対応可能となったことから、本市においても同様の対応を図ったところです。	ふれあい福祉課
(3)通院精神医療費（自立支援医療制度）制度の患者自己負担を市町単独事業として助成してください。	自立支援医療制度は原則１割負担で、所得に応じて自己負担額が決められております。なお、本市では、精神障害者保健福祉手帳１級の方については、平成30年8月診療分より、１割負担分について、障がい者医療費助成制度の対象としております。	ふれあい福祉課
Ⅷ. 生活相談総合窓口の設置について		
(1)住民の様々深刻な問題に対し、滋賀県野洲市のように「課の枠を超えて関係課等が連携し、問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図る」住民生活相談総合窓口の設置を実施してください。	本市では、くらしあんしん相談センター、ふれあい福祉課、長寿介護課、こども家庭課を市庁舎１階の同じフロアに配置し、市民からの様々な相談について、各課連携を図り対応しております。 また、小松市社会福祉協議会では、総合相談窓口として、ふれあい支援センターを開設しており、就労・住居・家族・金銭などの問題について相談対応しております。	ふれあい福祉課
Ⅸ. 健診事業・健康づくり事業の推進について		
★(1)住民健診・特定健診の受診率を抜本的に引き上げてください。	・令和元年度の受診率は53．3％、（平成30年度は50.0％）と上昇し、今後も、過去の受診歴や医療機関受診歴などをAIを用いて分析を行うなど、より受診行動につながりやすい勧奨通知を行っていきます。 ・集団総合健診では、土・日・祝日に実施し、医療機関で受診できなかった方の受け皿としても行っています。 ・小松市外のかかりつけ医を持つ方についても、近隣市の医療機関で受診が可能となるよう、医師会や他市とも調整を行っています。	いきいき健康課

小松市回答書

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
★(2)ガン検診の受診率を大幅に引き上げてください。	・胃がん検診においては、バリウム検診のほかに内視鏡検診を平成29年度から導入し、徐々に受診できる年齢を拡大。令和元年度からは対象学年を10学年として行っている。 ・令和2年度からは、大腸がん検診において、はつらつ健診時や定期受診時などでも受診できるよう医療機関で受診できる個別検診を開始しています。 ・そのほか、女性がん検診では、妊婦健診1回目に子宮がん検診を追加して実施し、乳がん検診では市外の医療機関でも受診可能として、受診しやすい体制整備に努めています。	いきいき健康課
(3)特定健診は国基準だけでなく、さらに充実させてください。70歳になると健診項目を減らすことは実施しないでください、費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとしてください。	・特定健診では、保険者独自の追加項目としてクレアチニン・心電図・尿酸・HbA1c・空腹時血糖または随時血糖・総コレステロール・尿潜血を全員に実施し、保健指導にも活用するなどして内容の充実を図っています。 ・費用は委託料の1割以下と低額にしています。今後もより受診しやすい体制整備を検討していきたいと考えております。	いきいき健康課
(4)がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料にしてください。	・特定健診とがん検診の同時受診について】 ●集団総合健診では、同時受診が可能です。 ●医療機関での特定健診では、前立腺がん検診が同時実施可能です。また、子宮がん・胃がん（内視鏡）検診、大腸がん検診は一部の医療機関で同時受診が可能です。 【費用について】 ●肺がん検診（胸部レントゲン）は無料で実施しています。 ●特定年齢に無料検診を実施（乳がん検診：40歳、子宮がん検診：20歳）しています。 ●次の方は全部のがん検診を無料で実施しています。 ・生活保護世帯の方 ・65歳以上で身体障害者手帳1.2.3級、療育手帳A.B、戦傷病者手帳項症に該当する方 ・市民税非課税世帯の方（申請により） 自己負担金については平成28年度より大幅減額を行っており、さらに受診しやすい検診体制や検診の周知方法を検討し改善していきたいと思います。	いきいき健康課

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
(5)歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。また保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください	●歯周疾患検診の内容を含む「成人歯科口腔健診」を20～70歳の5歳ごと及び76歳、80歳の方を対象に実施しています。 ●次の方は自己負担金を無料で実施しています。 ・生活保護世帯の方 ・市民税非課税世帯の方（申請により） 自己負担金については平成27年度に減額しています。今後、歯科口腔健診の必要性の周知等を一層すすめてまいります。 ●すこやかセンターに常勤（4時間）歯科衛生士を配置しています。	いきいき健康課
(6)産婦健診の助成対象回数が１回の市町村は2回に拡充してください。妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。	産婦健診は県内統一した流れとなっており、助成対象回数については県や他市町の方針を踏まえて検討していきます。 小松市は平成8年度から妊婦歯科健診を実施していますが、受診率は約40%にとどまっており、まずは妊婦歯科健診の受診率向上を図っていきたいと思います。	いきいき健康課
(7)WHOが認定した「ゲーム依存症」、とりわけ子どもの「ゲーム依存症」対策を検討してください。	本市では、毎年、中学生が主体となってネットとの付き合い方やいじめ問題などについて考え、啓発活動を行う取組をしています。今年は小学生も参加し、「小中学生サミット」として各中学校区の活動を交流します。	学校教育課
Ｘ．予防接種について		
(1)流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）に助成制度を設けてください。	（いきいき健康課） 生後2か月から高校3年生までを対象に任意予防接種への助成を行っており、今年度は新型コロナウイルスの流行をふまえ、インフルエンザ予防接種の追加助成を行っております。 〇子ども任意予防接種助成 未就学児：3，000円を年度に1回助成 小学生～高校生：2，000円を年度に1回助成 〇子どもインフルエンザ予防接種助成 未就学児：2，000円を年度に1回助成 小学生：1，500円を年度に1回助成 中学生～高校生：1，000円を年度に1回助成 （ふれあい福祉課） 季節性インフルエンザの流行期を迎え、今年度は特に新型コロナウイルス感染症との同時流行の警戒感が高まる中、障がい者の施設内感染を防止するため、障がい者施設職員及び利用者のインフルエンザ予防接種に係る費用の一部を助成します。 対象期間　R2.10.1～11.30接種分 助成額　１人あたり1,500円	いきいき健康課 ふれあい福祉課

小松市回答書

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
(2)高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。	小松市は高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種を自己負担2，100円で実施しています（生活保護世帯は無料）。 2回目の接種に関する国の方針の情報収集に努めるとともに、まずは今年度の対象者が忘れずに接種できるように、再通知を行うなどして接種率の向上を図っていきます。	いきいき健康課
ⅰ．地域医療構想について　（公的病院の存在する市町のみ）		
昨年424の公的・公立病院の再編成要請があり、関係地域の住民は、不安に駆られました。そこに新型コロナ感染拡大が襲いかかりました。こうした中で、地域医療体制、医師・看護師の確保等で心配や不安がありましたらお聞かせください。	石川県医療計画が具体化されたが、特に大きな変化なく医師・看護師の確保等については、医師は、一部の診療科で不足は見られるものの大学との連携により対応できており、看護師についても、概ね充足している状況です。 今後も、引き続き南加賀医療圏の住民が安心して暮らしていけるように、各医療機関が急性期・回復期・慢性期においてそれぞれの役割を分担し、医療連携がより一層深められていくことが必要と考えます。	市民病院
ⅱ．生活保護について（市のみ）		
(1) 生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、厚労省の事務連絡「4.7」「5.26」「9.11」の3通知を遵守し、迅速かつ簡素に申請を認めてください。	生活困窮に至った理由は様々あることから，相談者の状況を丁寧に聞き取り，相談者の状況に応じた支援制度を提案のうえ，申請者の意思を尊重した保護に努めています。 　また，新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う経済情勢の変化による相談者についても，国事務連絡の趣旨に則り，相談者への迅速な対応を行い，法律の定める期間内の保護決定を行うよう努めています。	ふれあい福祉課
(2) ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。	ケースワーカーの配置人数については，国の配置基準に基づいた人数を配置しています。 　国，県が開催する各種研修会への参加，課内研修等通じてケースワーカーの資質向上も行っています。 　就労支援員１名を配置しており，関係機関と連携した被保護者の就労相談，就職支援，就労定着について丁寧な支援を行っています。 　また，直ちに就労することが困難な被保護者に対しては，就労準備支援事業(石川整肢学園に委託)による支援も行っています。 　ケースワーカーによる定期訪問により被保護者の生活状況を確認し，保護者に応じた適切な生活指導を行っています。	ふれあい福祉課

小松市回答書

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
(3) 生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。	本市では，生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」については、市社会福祉協議会に委託し実施しています。 生活困窮に至った事情は様々であり，自立相談支援機関では専門支援員を3名配置し、悩み事や困りごとなど相談内容を丁寧に聞き取り、生活困窮者に寄り添った具体的な支援を行っています。 社会福祉協議会とふれあい福祉課は，生活困窮者等の状況把握と具体的支援について情報を共有しており，生活保護が必要な人については，ふれあい福祉課に確実につながるよう連携を図っています。	ふれあい福祉課
(4) 夏季の冷房費相当の独自手当の新設を国に強く要望してください。夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用（更新含む）や電気代の助成を行ってください。	本市における生活保護受給世帯のエアコン普及率は92.5%となっており、全国のエアコン普及率91.1%と同程となっています。 冷房機器の設置及び同機器の使用に伴う電気料金の増加については、国に対して拡充を要望しています(保護費内での計画的な積み立てによりエアコン更新，修繕を指導している。)。	ふれあい福祉課
(5) 埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障すること。申請時に、違法な指導指示、実態を無視した就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。	生活保護の相談時には，相談者の健康状態（身体・精神を含む）の把握に努め，就労の可否について十分に検討を行い，就労可能な場合はハローワークへのつなぎを行うなど適正な指導に努めています。 就労支援相談員を1名配置し，ハローワーク等と連携し，被保護者の求職活動、就労定着の支援を行っています(R元 支援者 15人 就労決定 5人)。また，直ちに就労が困難な被保護者に対しては就労準備支援事業による支援も行っています(R元 利用者 4人)。 被保護者の自動車の保有については、就労、通院等の理由を勘案し，必要に応じて保有することを認めており，今後も適正に対応してまいります。	ふれあい福祉課
(5) 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにしてください。（今年の6月15日、安倍首相は「生活保護は権利です。私たちもしっかり周知していきます」と答弁しました。）「しおり」と申請書はカウンターなどに常時置いてください。	「保護しおり」には，保護を受けた場合の権利のほか，守っていただくことや医療に関することなど生活保護制度について分かりやすく明記してあります。 被保護者には，折りにふれてお渡ししているほか，生活保護申請時だけでなく，生活相談時に制度説明に使用しています。	ふれあい福祉課
(6) 国民健康保険証なみの医療証をつくるよう国に強く要望してください、当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行するようにしてください。	被保護者が受診する場合，事前に何処の医療機関を受診したいか申告し，福祉事務所においてその医療機関が指定医療機関であるかを確認した後、「医療券」を発行しています。 本市では，緊急時や夜間など事前の申告が難しい場合については，事後による申告にも柔軟に対応しており，被保護者が必要なときに必要な受診ができないといったことがないよう配慮しています。	ふれあい福祉課

小松市回答書

石川県社会保障推進協議会　要望事項回答書

（懇談は「★重点要望事項」に絞って実施）

要　望　事　項	回　　答	担　当　課
(7) 資産申告書の提出は強要しないでください。生活保護利用者に対し、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明してください。また、生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は保有を認め、その保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応してください。	生活保護は，生活に困窮する者が利用しうる資産や能力等をその最低限度の生活維持のため活用することを要件としています。資産の申告は，被保護者の資産について定期的に把握し、活用すべき資産の有無等を確認するためのものであり，被保護者へは折りにふれその趣旨を説明し，理解を求めているところです。 遣り繰りによって生じた預貯金については，あらかじめ使用目的についてご相談いただければ、その保有を認めています（例：修学旅行の積立金，家具家電の買換え・修繕）。	ふれあい福祉課